

通知預金

2024年4月1日現在

商品名 (愛称)	通知預金
-------------	------

1. 販売対象	・法人、個人
2. 期間	・期間の定めはありません ・ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
4. 払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます ・但し、解約する日の2日前までに通知が必要です
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時（払戻時）に一括して支払います ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
6. 税金	・個人のお客さまは分離課税20%（国税15%、地方税5%）となります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割（お受取利息から特別徴収する地方税5%）が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。 ・法人のお客さまは総合課税となります
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	・個人のお客さまはマル優の取扱いができません
9. 中途解約時の 取扱い	・据置き期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息をお支払いします
10. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利

	<p>な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）

日新信用金庫